

緊急経済対策信用保証料補助金について

武豊町では、町長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号及び第5号並びに第2条第6項の認定を受けて、融資を受けた事業者に対し、愛知県信用保証協会に支払いをした信用保証料の一部を補助します。

※ ただし、次のいずれかに該当する方は申請することができません

- (1)信用保証料を分割納付した方
- (2)町税の滞納がある方
- (3)補助金申請日において、当該保証に係る融資を完済している方

【補助内容】 信用保証料の10分の10（上限10万円）
※100円未満の端数は切り捨て

【提出書類】

- 緊急経済対策信用保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- 取扱金融機関証明書（様式第2号）
- 情報提供に関する同意書（様式第3号）
- 請求書（様式第5号）
- 信用保証協会が発行した保証決定をした旨の通知書の写し

【申請期限】 信用保証料を支払った日から3か月以内

【注意事項】

交付後、武豊町緊急経済対策信用保証料補助金交付要綱や交付決定に付した条件に違反したときや、保証期間の半分を経過せずに借入金を完済し、保証協会より保証料の返還があったときなど、補助金の全部または一部を返還していただく場合があります。

申請・問合せ先 武豊町役場 産業課（商工振興担当）
電話 0569-72-1111